貯蔵所廃止届書について手引き

１　貯蔵所の用途を廃止した場合は、都道府県知事への届出が必要です。

第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、貯蔵所の用途を廃止したときは、遅滞なく、県知事に届け出なけなければなりません。

２　手続きに必要な書類

|  |  |
| --- | --- |
| 書類 | 部数 |
| 貯蔵所廃止届書（様式第２５）（様式第２４） | 1 |

※控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。

３　手数料

　　不要

４　届出の方法

届出に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２７１番地　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第２５（一般則第４３条）、様式第２４（液石則第４３条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 貯蔵所廃止届書 | 一般液石 | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 年 月 日 |
| 名称 | 　 |
| 事務所（本社）所在地 | 〒　 |
| 貯蔵所所在地 | 〒　 |
| 貯蔵所廃止年月日 | 　 |
| 貯蔵所廃止の理由 | 　 |

 年 月 日

 代表者 氏名

 鳥取県知事 様

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

 ２ ×印の項は記載しないこと。